

山形市立商業高等学校感染症対策

令和3年6月23日更新

<学校生活全般>

I 登校前（自宅）

1 検温

- 毎日自宅で検温を行う。
- **発熱がある場合は、自宅待機とする**（「出席停止」扱い）。
※平熱が高い生徒については別途対応する。
- 発熱がない場合であっても、頭痛、鼻水、咳、喉の痛み、下痢、倦怠感、味覚・嗅覚異常がある場合は自宅待機とする（「出席停止」扱い）。
- **家族にPCR検査対象者あるいは有症状者がいる場合も自宅待機**とする（県レベル4～5）。
詳細は別紙参照。

2 健康観察簿

- **毎日（休日・臨時休業中含む）** Teams で検温結果と症状の有無を毎朝8:00までに入力し、健康状態を報告する。

3 持ち物等

- **マスクを必ず着用する**（**不織布マスクが望ましい**）。以下、同じ。）。
- 予備のマスク、清潔なハンカチ、タオルなどを持ってくる。

4 出席停止について

- **別紙参照**（市教委5/31付発出文書）

II 登下校中

- マスクを必ず正しく着用する。
- 公共交通機関を利用する際は、必ず正しくマスクを着用し、会話は極力控える。
- **登下校途中で、複数人での飲食は行わない。**

III 登校後

1 手指消毒

- 登校後すぐに手指を消毒する。

2 健康観察（学級担任が行うこと）

- 担任によるホームルームでの健康観察（8:40～8:50 SHR・健康観察）。
- 健康観察前に手洗い・消毒を確認し、まだ行っていない生徒がいた場合はすぐに実施させる。
- 学級担任は Teams への未入力者がいた場合、Teams への入力を促す。
- 健康観察を行い、有症状者及び家族に有症状者がいる生徒は帰宅させる。
- 前日まで欠席していた生徒に対しては、より丁寧な確認を行う。
- 養護教諭は朝、システム入力の確認作業を開始し、未入力の生徒がいる場合、学級担任へ連絡しシステムに転記を依頼する。

IV 授業

【教室】（教科担任が行うこと）

1 換気の徹底

- 気候の良いときはすべての窓を開放する。
- 冬季は対角線に2カ所の窓や扉（又は高窓）を空ける。

- 授業開始前と授業中1回（常時換気又は1時間に10分間）は必ず窓を開放して換気を行うなど、必要に応じて全部の窓を開ける。

- 教科担任は、窓の開放について確認してから、授業を開始する。開放されていない場合は換気してから窓を開放状態に固定する。

2 マスク着用の確認

- 授業担当者は、全員マスクをしているか確認し、マスクがない場合は保健室に行くよう指示する。

3 対面にならない工夫を徹底

- グループ学習やペア学習の際には距離を取るか、なるべく対面にならないよう注意して行う。
- 必要以上に大きな声を出さないようにする。

【体育】（教科担任が行うこと）

1 マスク着用

- 可能な限りマスクを着用し、特に会話の際はマスク着用を徹底すること。
ただし、熱中症や呼吸困難など健康被害が懸念される場合はマスクを外すよう指導し、この場合も会話を避け、身体的距離を十分確保すること。
- 更衣中及び移動中もマスクを常時着用させる。

2 会話・発声

- マスクを外した時は、距離がなければ会話をしない。
- マスクを外して大声を出すようなことをしない。
- プレー中の歓声や声援など大声を出す場面を極力少なくする。
- 円陣を組んだり、ハイタッチしたりしない。

3 手指消毒

- 授業前後に必ず時間を設け、密を避けた更衣ができるように配慮するとともに、手洗い・消毒を実施させる。

4 用具消毒

- 毎時間終了後に共用用具の消毒を行う。

【音楽】

1 合唱

- 常時換気の上、マスクを原則着用することとし、合唱している生徒同士や指導者等、聴いている生徒等との間隔は、マスクを着用している場合であっても、前後方向及び左右方向ともにできるだけ2m（最低1m）空ける。

2 器楽等

- 使用開始前後に手洗い・消毒を実施するとともに、使用楽器の消毒を徹底する。

V 食事

【教室】

1 昼食時間 11:45～12:30

- 昼休みに入ったら直ちに換気を行い、換気してから食事を摂る。
- 昼食を摂る際にマスクを外す場合は、会話をしないことや十分な間隔をとって、同じ方向を向く。

2 昼食場所

- 食事場所は、HR教室の自席か食堂のみとする。

3 昼食巡視 **黙食の徹底**

- 昼食時に話したり向き合ったりしないよう職員で巡視し、指導する（食事中会話禁止）。その際、巡視者が教室の換気を行う。

【食堂】

※食堂業者と協議し、感染予防対策を決定する。食堂も職員が巡視・指導する。

4 その他

- 学校外にあってもマスクを外しての会話・会食を避けるように徹底する。

VI 消毒作業

- SHRと清掃時に、担任が除菌シートを使用してドアノブなどの消毒をする。
- 昼休みに保健委員がドアノブなどの消毒をする。
- 清掃時、教室の机やいすを除菌シートで消毒する。
- 水道の蛇口などの消毒は、保健課で実施する。

VII 職員の健康管理

- 職員は、毎朝の健康チェックを出勤前に Teams で入力する。管理職が確認し、有症状者は出勤しない。
- 勤務中にかぜ症状等が出た職員はすぐに帰宅する。

VIII 職員の意識改革・向上

1 職員研修会の実施

- 市保健所及び市教委による記者会見の動画視聴
- 市保健所長のコロナウイルス感染症対策講話動画視聴
- 教育委員会発出の各通知内容の確認
- 感染防止に向けてより徹底した対策案の協議

2 環境改善

- 諸会議の実施方法を改善する。(リモート会議等の積極導入)

IX 生徒への指導（学校再開後のホームルームや部活動で説明を行う。）

1 各担当者からの指導

- 新型コロナウイルスの特性
- 感染症予防の基本
- 本校の取組み

2 生徒の意識改革を促す

- 生徒の自主的な取組みを募集
- 生徒会、保健委員会による更なる活動の促進

<部活動>

※ 教育委員会及び各競技団体から示されたガイドラインを遵守して活動を行う。

1 マスク着用の徹底

- 活動中は可能な限りマスクを着用し、特に会話する際はマスク着用を徹底すること。熱中症や呼吸困難など健康被害が懸念されるため、マスクを外して活動する場合も、会話を避け、身体的距離を十分確保すること。

- 食事を摂る際は、対面や密集状態を避ける。
- マスクを着用していない食事中に会話することがないように徹底する。

2 更衣室・部室について

- 更衣室や部室を使用する場合は、一度に多数での利用を避け、時間差を設けて分散し、かつ短時間での利用とする。
- 更衣の際はマスクを着用し会話を極力避ける。
- 定期的に窓を開放して換気を行う。

3 体育施設について

- 多くの人が触れる場所（ドアノブ、水道蛇口等）や各部活動で使用する共用の用具等については、定期的に消毒する。
- 換気を常時行う。

4 活動内容について

- 練習内容や方法、活動時間については、教育委員会及び各競技団体から示されたガイドラインを遵守する。

5 活動前・中・後の健康観察の徹底

- 顧問は部員の健康観察を活動前・活動中・活動後に全部員に対して行い、部員の健康状態の把握を徹底する。
- 活動前に活動場所で検温を実施する等、参加者の健康を徹底し、風邪症状等がある場合は参加を見合わせる。
- 外部指導者、保護者やOB等、学校関係者以外の参加者にも活動前に活動場所で検温を実施し、発熱等の風邪症状等が確認された場合は参加を控えていただくこと。

6 他校との交流について

- 他校との交流は感染が多い地域、県外における宿泊を伴う活動は控えること。ただし、上位大会につながる大会等への参加に限り感染多い地域との往来を可能とする。
- 大会等に参加する際は、保護者等関係者に承諾を得るとともに、監督とは別に感染症対策責任者を配置し、全行程において感染防止対策を徹底する。
- その際、活動前2週間と活動後2週間の健康観察をしっかりと行う。

7 その他

- 各部室にも消毒液を設置する。
- 自動販売機前に消毒液を設置する。